

高齢者

介護保険料

8月のおれんじCafe

対認知症の方やその家族、地域の方
◎午後1時～4時 ¥100円

おれんじCafeサンライト

日6日・20日(火)
場特別養護老人ホームサンライト
(西町1-31-2)
問☎(042)595-7351

おれんじCafeにんじん

日7日・21日(水)
場リハセンターにんじん・健康の駅
(西元町2-16-34)
問☎(042)322-7706

→高齢福祉課☎(042)321-1301

認知症高齢者 家族懇談会

ほっ!
とできる場

日8月5日(月)午後1時30分～4時場いずみ
プラザ※当日直接会場へ対認知症高齢者を
介護している方、介護を経験した方¥無料
→高齢福祉課☎(042)321-1301

スケジュール

開催日	時間	場所	内容
8月 4日(日)	午前10時50分～ 午後0時30分	いきいきセンター	講義と簡易体力テスト
18日(日)			筋力と体力
9月 1日(日)			スポーツウエルネス吹矢体験と呼吸法
15日(日)	午後1時30分～ 2時45分	戸倉野球場	家庭でできる体力作り
28日(土)			ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ体験
10月11日(金)	正午～ 午後1時30分	ひかりスポーツセンター	ミニテニス(室内テニス)体験

↓スポーツ振興課(内279)

こくぶんじ地域クラブ
都・シニア支援事業
60歳からの健康づくり教室
左下表のとおり

健康への気付きと、自分でできる体力作りのために、基礎講座とニュースポーツ体験を行います。

市内在住・在勤の60歳以上の方(岡本公子さん(運動実践指導者) ¥100円/回定30人申7月28日(日)までに往復はがき(必着)に参加する方の住所・氏名・電話番号・年齢、返信宛名を明記し、〒185-0014東恋ヶ窪3-2-25

こくぶんじ地域クラブ事務局へ
※多数の場合抽選物室内用運動靴※用具貸し出し問同クラブ事務局・岡本☎090・5776・3592

介護保険料決定・納入通知書を郵送します

→高齢福祉課☎(042)321-1301

65歳以上の方に、平成31年度介護保険料決定通知書・納入通知書を7月中旬に郵送します。納付・相談・申請、口座振替の申し込みは高齢福祉課(いずみプラザ内)へお越しください。

納付方法

- 年金〔老齢(退職)・遺族・障害年金〕を年額18万円以上受給している方＝特別徴収(年金天引き)
 - 年金の年額が18万円未満または未受給の方＝普通徴収(口座振替、納付書を使用し金融機関や高齢福祉課で直接納入)
- 注65歳になったばかりの方、年金を受け始めた方、ほかの市区町村から転入した方などは、年金の年額が18万円以上でも、今年度中は、普通徴収または普通徴収・特別徴収の両方で納める場合があります。普通徴収から特別徴収に切り替わる場合は、市から通知します。徴収方法の任意選択はできません

介護保険料

平成31年度の介護保険料の年額は、右表のとおりです。

介護保険料の納付が困難な場合

第1号被保険者(65歳以上の方)で、災害に遭った方や低収入のため生活困難な方は、保険料の減免措置が適用される場合があります。お早めに相談・申請してください。

注納期限が過ぎた保険料は減免の対象となりません

普通徴収の方 便利な口座振替をご利用ください

普通徴収(納付書で納める方法)の方は、金融機関で口座振替を利用できます。申し込みには、納入通知書・届け出印・口座振替依頼書(市内金融機関の窓口または高齢福祉課で配布)が必要です。金融機関または高齢福祉課(いずみプラザ内)へお申し込みください。※特別徴収(年金天引き)の方は、口座振替を利用できません

平成31年度介護保険料

所得段階	対象者	保険料の負担割合	年額保険料(*1)
第1段階	○生活保護受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(*2)を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.175	12,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.475	33,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.725	51,600円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.80	56,800円
第5段階(*4) 基準額	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を差し引いた前年の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.00	71,000円
↑↑上記の年金収入額には遺族・障害年金などの住民税がかからない年金は含めません↑↑ 第1～3段階の保険料額は公費投入で軽減されています			
↓↓以下は本人に住民税がかかっている場合に該当する所得段階です↓↓			
第6段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円未満の方	基準額×1.15	81,700円
第7段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	88,800円
第8段階	前年の合計所得金額(*3)が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	106,500円
第9段階	前年の合計所得金額(*3)が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.65	117,200円
第10段階	前年の合計所得金額(*3)が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	124,300円
第11段階	前年の合計所得金額(*3)が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	142,000円
第12段階	前年の合計所得金額(*3)が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.15	152,700円
第13段階	前年の合計所得金額(*3)が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.30	163,300円
第14段階	前年の合計所得金額(*3)が2,000万円以上の方	基準額×2.45	174,000円

(*1)100円未満の端数が生じないように算定しています
(*2)明治44年4月1日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金
(*3)収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額、株式等の繰越控除を受けている場合は適用前の金額。租税特別措置法に規定される長期または短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は控除後の金額
(*4)65歳以上の方の人数・介護サービス総費用・負担分(23%)をもとに算出

決定・納入通知書等発送直後は、電話が集中しつながりにくくなる場合があります。ご理解をお願いします

凡例 日時 場所 会場 対象者 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス メール 託託あり 催主催 共催 注意事項